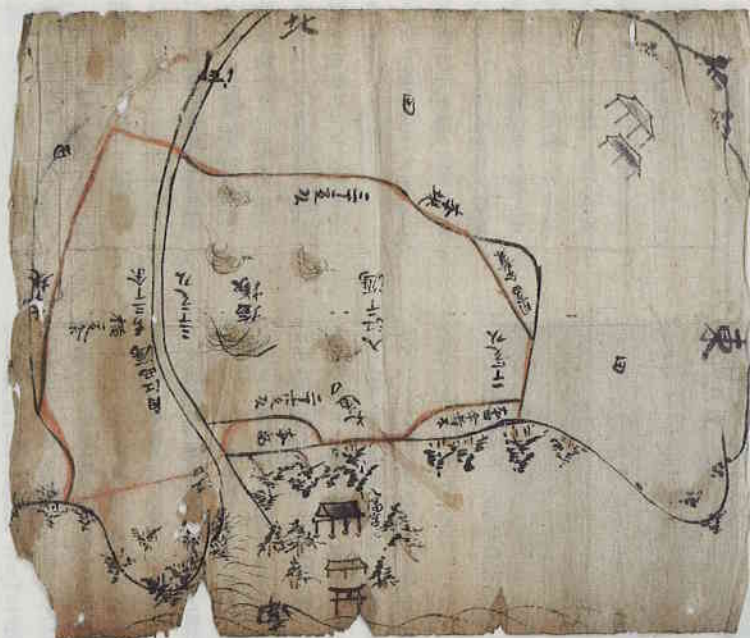


中世からの  
メッセージ

塩を作り  
堤を築いて田を作る



〔県指定文化財有光家文書より 正吉郷入江千潟絵図〕

目次

三十周年記念事業を転機として……………	館長 那須 敬…	2
文書館と情報公開制度……………	副館長 梅田 正…	3
開館三〇周年万歳！ 多彩な記念事業を展開……………		4
「公文書館法」施行一周年 文書館界の大きなウネリ……………		6
〈他館見学〉北九州市立文書館を訪ねて……………		7
〈ワンダー文書館〉湿気・光線・バクテリア—文書の劣化防止—……………		8
〈史料紹介〉有光家文書……………		9
写真メモ・1989年……………		10

# 三十周年記念事業を転機として

山口県文書館長

那 須 敬

山口県文書館は開館三十年という節目の年を迎えました。これを記念して本年度は館蔵資料による展示会、歴史小説家司馬遼太郎氏を招いての講演会を開催するとともに、江戸中期の町村の姿が窺われる絵図帳「絵図でみる防長の町と村」ならびに文書館活動記録『山口県文書館の三十年』を出版しました。

こういつた中で、これまでの当館の活動状況を振り返ってみますと、これまでも文書の収集整理や保存、閲覧提供に励んできておりますが、同時に、基本的な文書の復刻出版、古文書解説講座開催など、いわゆる普及事業に多大の労力を傾注してまいりました。

ところが、このように広汎な業務を長い年月にわたって手がけてみますと、旧来から整理保

留であった文書に加え、歴年累積した行政文書類の整理が渋滞し、もはや黙視していることは許されなくなってきました。

幸い、これまで継続していた出版事業で一段落するものがあるため、これに続いて直ちに新しいシリーズの復刻出版に着手することは避け、収蔵文書が一日でも早く研究者の方々にご利用いただけるように、当分の間は、整理システムの確立と整理作業の推進に、鋭意力をそそぎたいと考えております。

文書館は、美術館や博物館と異なり、名品や珍品を集め鑑賞していただくところではありません。その地域の生活や文化、歴史的な営みを文書記録で研究する方々に開かれた資料センターです。

そのためには、できるだけ幅広い収集を心がけるとともに、これらが早期に万全な形でご利用いただけるよう務めることが第一で、これこそが文書館の使命だと考えております。いろいろな情報を寄せていただき、また架蔵文書をご利用いただくためには、文書館の存在を知っていただかなくてはなりません。本年度の記念事業はそういう意味合いで積極的に行なったものです。皆様方のご理解、ご協力、ご援助をお願いする次第であります。



開館30周年記念誌

開館30周年記念  
山口県文書館の30年

# 文書館と情報公開制度

山口県文書館副館長

梅田 正

近年、行政機関の情報公開制度が話題となることがある。情報公開制度とは、行政機関の作成した公文書を住民が閲覧できる制度である。この制度は、国は法律で、各自治体は条例を制定して実施するもので、まだ山口県内の自治体ではこの条例を制定している所はない。しかし、将来本県でも検討されることが予想される。

情報公開制度と文書館について、一般の人から、よく誤解された発言を耳にする。文書館があれば、この制度はいらぬのではないかと、と。確かに当館は多くの公文書を所蔵している。「公文書館法」も制定され、近年開設される施設は、公文書館と名付けられたものが多い。ここで、文書館と情報公開制度との違いを述べてみたい。

文書館が保存し利用に供しているものは、紙に書かれた文書や記録類である。当館では、約三〇万点の文書類を保存しているが、大別すると、近世（江戸時代）以前の文書類と、近代・現代（明治以後）の文書類である。近現代文書の大半は、県庁で作成された公文書である。現在も、毎年数百点の県庁文書が当館に移管されており、今後その比重は大きくなっていくことは確実である。

一般に文書館で収蔵する公文書は、保存期間を満了した文書である。国や自治体では、その行政活動における意志を策定し、決定し、

実行する過程を文書で行っている。文書を作成しなければ行政行為は行われなともいえる。そのため、文書はその行政行為が終了するまでは担当する部局で手元に置いておかなければならない。その文書を「現用文書」と呼んでいる。

しかし、一定の行政行為が終了したもので、行政行為に継続性があるため、参考資料として一定期間保存を必要とするものが多い。現用文書は、その内容によって、保存期限が定められる。山口県で定められている保存期限は、三年・五年・十年・永年の四種である。保存期限が満了した文書は、行政機関の管理からはずされ、廃棄される。この文書を「非現用文書」と呼ぶ。文書館は、この非現用文書を保存するのである。

情報公開制度で公開の対象となるものは、現用文書である。つまり行政機関の管理下にある文書を住民が閲覧できる制度である。

文書館は、歴史資料として役立つ文書記録類を保存し、利用に供するための施設である。公文書も、その地域の歴史を理解するための重要な資料が多い。公文書館法にも「歴史資料として重要な公文書」等の保存・利用を掲げている。

当館の公文書の受け入れは、保存期間が満了した時、その文書の保存部局から通知があり、文書館の専門職員により選別作業を行い、必要文書だけを受け入れている。選別は、県政の歴史を後世に伝えるために不可欠の文書であるか否かを判断することである。

結論すれば、情報公開制度による公文書の公開は、現在時点の自治体の行政情報の提供であり、文書館での公文書の閲覧提供（情報公開制度のそれとは実態が異なる）は、歴史的情報の供用といえよう。

## 開館三〇周年万歳！

### 多彩な記念事業を展開

開館三〇周年にあたって、その記念事業として、次のような事業を行いました。

#### ・記念展示

期間は九月一六日（土）から一〇月一五日（日）までで、入場者は九九一名でした。

#### ・記念出版—絵地図集の刊行—

B4判横形、カラー刷り、二五一頁。

#### ・記念講演会の開催

小説家司馬遼太郎氏をお迎えして。二月三日（日）午後二時三〇分開演、山口市民会館大ホールにて。入場無料。山口県・山口県教委・山口県教育財団・山口県地方史学会の共催、山口市教委の後援。

#### ・記念誌の刊行

当館事業のあゆみをたどる小冊子を刊行しました。B5判、二色刷、六四頁。



### ふるさとの歴史をビジュアルにたどる

#### ・記念展示

「むら・まち・うら—歴史へのメッセージ」

本展では、膨大な館蔵資料の中から、特にビジュアルなものを選びました。

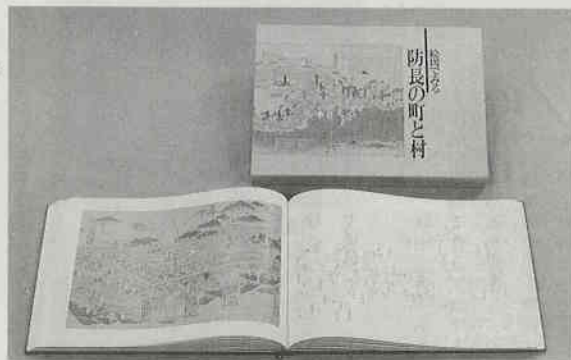
構成は、①むらの姿をたどる—仁保を例として—②まちと街道—萩往還—③うらの生業—北浦地域—④世を変える—そのエネルギー—。

### 近世ふるさとの景観を一冊に

#### ・記念出版

「絵図でみる 防長の町と村」

防長内の百カ所の町や村をとりあげ、当館蔵の『行程記』・『御国廻御行程記』・『地下上申絵図』といった近世の絵地図を高度カラー複製し、これに、記載内容を読み取りやすいようにトレース図と解説を付けました。



## 司馬遼太郎氏の名調子に大盛況

・記念講演会

「歴史の中の防長二州」

「長州藩は、中国地方の侍・百姓が集まってコンデンスミルクのようになったところ」・「幕末の長州藩では、内閣制度のようなシステムになっていて、殿様は象徴で、藩は法人格のようになっていた」など、興味深いお話をされ、開場後すぐに定員の250人に達してしまうほどの盛況ぶりでした。

なお、この講演の内容は、文書館で小冊子にまとめました。

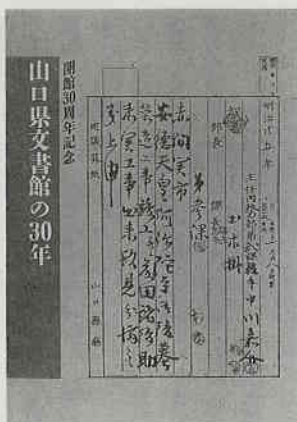


## 「30年の歩み」を写真と解説で

・開館30周年記念誌

「山口県文書館の30年」

当館30年の歩みを年次別にまとめました。当館に寄贈ないし寄託された主要な文書も年度別に紹介しています。各頁の下欄には、他県の文書館の設立や史料保存運動など、当館を取り巻く県内・県外の状況を一望できるようにしています。



## 「公文書館法」施行一周年

### 文書館界の大きなウネリ

#### 国際交流の進展と

#### アーキビストの養成

ジャン・ファビエーICA会長がフランスから  
来日（6月）

日本の「公文書館法」の生みの親といわれ  
る岩上二郎参議院議員へ、ICA（国際公文



公文書館法施行一周年記念  
ICA 会長ジャン・ファビエー講演会

書館会議・加盟一三〇カ国）から各誉メダルが授与されることになり、国立公文書館は、この機をとらえて、ICA会長を日本に招待し、全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）との共催で、「公文書館法施行一周年記念ジャン・ファビエーICA会長講演会」を開きました。

当館からは、全史料協の副会長をつとめる館長が上京し、講演会やメダル授与式などに参加して、フランス国立公文書館の二〇〇年の実績と伝統を聴講して来ました。国際交流が進むなかで、文書館の歴史における日本の後進性に、改めて気付かされます。

なお、国立公文書館は、昨年十一月、「公文書館等における専門職員の養成及び資格等に関する研究会」を設置し、アーキビスト養成制度の樹立に向かって歩き出しており、三年間に一〇回ほど研究会を開いて、報告書を作成することになっています。

全史料協がアーキビスト養成制度の確立を内閣総理大臣に要望（10月）

全史料協は、昨年一〇月、広島県立文書館で第15回目の全国大会を開き、「公文書館法」

施行後の問題に持ち越されていた専門職員の配置に関連して、その養成制度の早期確立を求める要望書を決議し、内閣総理大臣に提出しました。

また、来年度には、みずからも研修会を創設し、アーキビストとしての資質向上に努めることを決定しています。

大会当日の総会には、海部首相から、公文書館の整備促進と専門職員の養成を「今後の重要な課題」としてとらえている主旨の「あいさつ」が届けられました。今や、公文書館専門職員養成制度の確立が最大の課題となっており、全国各地の地方自治体が公文書館の設立に向けて動き出したことと併せて、文書館界のウネリは、ますます高まっています。



第15回全史料協広島大会  
の様子を伝える会報

# 北九州市立文書館を訪ねて

北九州市立文書館は、平成元年一月一日に開館しました。小倉城のそびえる小倉北区大手町に立地し、近くにある歴史博物館や考古博物館とあわせて、北九州の歴史散歩を楽しむことができます。

昭和五五年七月、前市長谷伍平氏は、有識者との座談会を持ち、文書館の必要性について意見を求めました。それを受けて市役所内にプロジェクトチームが作られ、昭和六〇年には、建設基本構想ができあがりました。



## 閲覧室

北九州市立文書館は、市の総務局に属し、主たる業務は、市の公文書および行政刊行物の保存・供覧です。公文書については、永年保

存（保存年限一〇年以上）のものを、原課に一年間置いた後、すべてを文書館に移管することになっています。この永年保存文書は、原課の管理から離れず、情報公開条例の対象になるので、文書館が、その窓口業務を務め、原課の許可を得てから閲覧させることになっています。有期限文書については、その収集作業はまだ開始されていません。行政刊行物については、原課に通知を出してその寄贈を求め、整理ののち電算入力されます。

公文書および行政刊行物は、三階建の書庫に収蔵され、夏期は夜も空調が施されます。この書庫の容量は、二〇年間分が確保されています。建物の一階には情報公開の窓口が置かれており、二階には閲覧室があります。閲覧室は、主として、開架式に並べられた行政刊行物を利用するために使用されます。

（平瀬）

## 施設比較のデータ

全フロア面積	
北九州市立	2,494㎡
当館	1,157㎡
書庫面積	
北九州市立	1,089㎡
当館	710㎡



北九州市立文書館の全景  
(左手の窓のない棟が書庫棟、右端に入り口が見える)

## ワンダー文書館

「知られていない」文書館、「不思議な」文書館、という声におこたえしての欄がこの「ワンダーフル」文書館になっていきたいものです。

### 湿気・光線・バクテリア

#### —文書の劣化防止—

紙に書かれた文書は長い年月の間、いろいろな要因で傷んできます。その主なものは、温度・湿度・光・ほこり・バクテリア・昆虫や火災・水害などです。

まず、温・湿度との関係です。温度が高く湿度が多いと虫や微生物が繁殖し、文書を穴だらけにします。カビも発生します。高温で湿度が低いと乾燥しすぎて紙質が劣化します。低温の場合は虫害やカビの害が抑制され、化学的な劣化も少なく、文書にとっては好ましいのですが、書庫で資料を取り扱う職員にとっては大変です。従って、文書の保存にとつて、理想的な条件は、温度は一三度から一八度の間、湿度は五五%から六五%の間で一定

していることといわれています。

光も文書の劣化を促進する要因となります。紫外線や熱が原因となって、インクや顔料の退色、紙の黄ばみなどの化学的变化を生じさせます。

大気にも気を使う必要があります。空気中にほこりやガスが含まれているからです。これらは紙の酸性化を早めたり、変色・腐食を促進します。

文書館では、貴重な資料の劣化を防ぐために、次のような努力をしています。

文書が収集されてきますと、まず、ほこりをはらい、薰蒸をします。強力な殺虫ガスで文書の中に巣くっている虫を退治するわけです。薰蒸をしないまま他の文書と一緒にすると、たちまち紙魚などが繁殖し、多くの文書を傷めることになるからです。また、薰蒸して書庫に収納しても、それでも虫が発生することがあります。そこで定期的に書庫全体を薰蒸する必要があります。

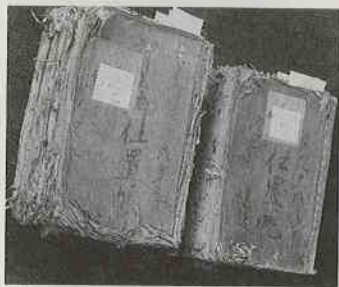
書庫に入るときには、履物をはきかえることになっています。これは、書庫に雑菌やほこりを入れないための配慮です。書庫内には湿度記録計を備え付け、日々の状態を把握できるようにしています。当館の場合、建物の

構造上、十分に温湿度調整が出来るわけはありませんが、特に、書庫が地下に位置していることから、除湿機を作動させて湿気を除くようにしています。

文書の利用も損傷の大きな要因となります。特に複写機を用いてコピーをしますと、必要な情報を楽に得ることができ、利用者にとってはこの上ないことですが、あの強い光線、無理な力を加えての複写は、文書を傷めることとなります。従って、コピーサービスはしていません。

文書は、今の人のみの財産ではなく、これから先の人々の財産でもあります。私達はより完全な状態で未来へ引き継いでいく使命があると考えています。

(後藤)



傷んだ文書  
(168年前の文化年間のもの)



〔史料紹介〕

# 有光家文書

昭和五五年、下関市大字永田郷の有光家から当館へ、旧正吉八幡宮（現在の永田神社）関係の文書一二四点が寄贈されました。

この文書群は、その中に中世の名主層によって作成された文書がまとまって含まれ、しかも、今まで一度も修理の手が加えられていないうぶな状態を保っており、高い歴史的価値



写真A

値を有していることから、昭和六〇年、県指定文化財となりました。



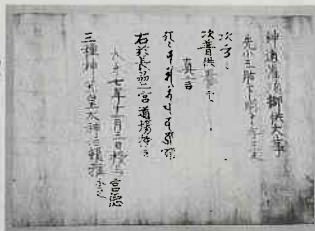
写真B

文書の中には傷みが激しいものが多く、修理の必要がありました。この場合、よほど紙質が弱

が困難なもの以外は、全面に裏打ちすることや、汚れやしみを抜いたあと、破損・虫損箇所に限って、同質の古紙で埋めて補強することに、できるだけうぶな状態をとどめる方針にしました。そして、料紙一枚の文書は、一点ずつ和紙を貼り合わせた厚紙にはさむことによって、料紙が複数枚継がれた文書は、一点ずつ軸に巻いて通気の良い布に包むことによって、それぞれ文書の摩耗を防ぐことにし、さらに、全点を専用の桐箱に納めることにしました（写真A）。この事業は、六〇年度から四カ年計画で、京都国立博物館文化財保存修理所の山内墨申堂に委託しました。なお、委託する直前の状態を写真に撮っており、こちらも貴重な史料になっています。

平成元年四月、修理が完成し、山内墨申堂から文書館に返遷されました。同二年三月には全文書をマイクロフィルムに撮影し、かつその焼き付け写真を製本しました。今後は、閲覧には写真本を提供し、複写を必要とする場合にはマイクロフィルムから焼付け、特別な理由のない限りは、原文書を出納しないことにしました。

この文書群には、「正吉郷、入江干潟絵図」（表紙参照）をはじめ、中世の社会を知るために重要な内容を持つものが多く含まれています。例えば、下人や下女の売券が目目され、



写真C

弘安一一年（二二八）のもの最古として複数あります（写真B）。また、神社関係においても、神仏習合の時代を反映し、

「神道灌頂」などに関わる密教色の濃い一連の文書が注目されます（写真C）。

（平瀬）

# 写真メモ・1989年

\*\*\*\*\*

## TV「県民の広場」に文書館登場

TYS（テレビ山口）が「県民の広場」で、開館三〇周年を迎えた当館を詳しく報道しました。一二月五日撮影で、同月一〇日の放送でした。文書館の心臓部である書庫内でも取材が行われました。



## 六千冊分の経文を並べかえる

県教育委員会が、豊浦郡菊川町快有寺に伝来する中国明・清時代の木版一切経調査を開

始し、文書館も積極的に参加しました。国庫補助を受けた三カ年継続事業です。

今年度の最も重要な作業は、糊継目がはがれて前後の順序が狂った六、〇〇〇冊以上（概数）の経文を、もとの折本の秩序に並べかえる作業で、七月に行われました。梅光女学院短大の学生や近隣の主婦ら三〇人以上の手伝いがありました。この作業だけで六日間もかかりました。これを終えたことでやっと、木版書体の区別、寄進者、刻工名など、詳細な項目を調査に取る作業にかかれるようになり、八月以降も継続的に行っています。



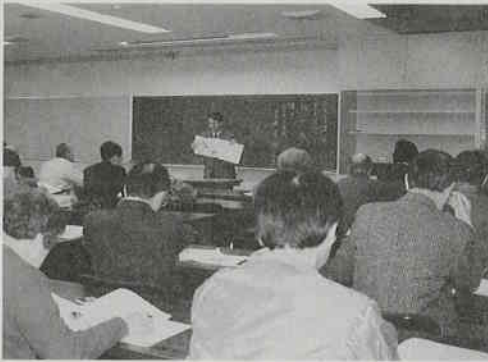
## 高杉晋作の子孫が来館

七月二八日、晋作の子孫である高杉勝氏が来館され、晋作の父丹治（小忠太）が藩の記録を編輯した、維新史の基本史料である『高杉丹治編纂日記』を閲覧しました。高杉氏は、県立山口博物館の「高杉晋作と奇兵隊」展の開会式に出席するために山口へ来られたものです。



## 今年は徳山市での古文書講座

当館主催の古文書読解講座を、徳山市内で一月一日から六回開催しました。受講生は四〇名で、どの方も熱心に学習しておられました。来年度は長門市で一月に行います。また、生涯教育センターが主催する県民大学講座も、〈入門〉五講座と〈専修〉七講座を行い、それぞれ、六〇名と五七名の受講者があり、年々盛況になっています。



## 県外から注目された城攻めの絵図

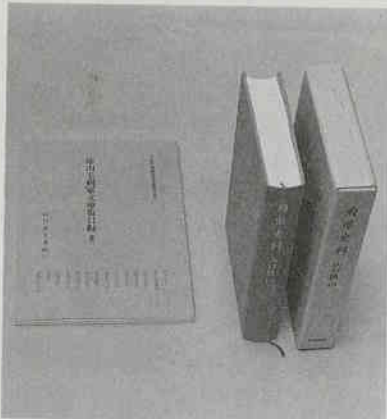
一二月二五日、熊本県玉名郡三加和町役場の一行一三名が来館しました。その目的は、町内の史跡、田中城を広く紹介するため、「辺春和仁仕寄陣取図」(毛利家文庫所収)を撮影することでした。NHK熊本放送局の録画と写真複製の作業が並行して行われ、町



長もこれに立会う熱の入れようでした。天正一五年(一五八七)、太閤検地に反対した肥後国一揆が、この城に立て籠り、豊臣秀吉の命を受けた毛利軍を迎え打ち、その激しい抵抗が、のちに秀吉を「刀狩」に踏み切らせたそうです。このような城攻めのための見取図は全国でも珍しいとの事でした。

## あいついで史料集や目録などを出版

今年度は、一二月に『府県史料』第四巻を出版しました。また、年度末には、『徳山毛利家文庫仮目録Ⅱ』と『研究紀要17』を発刊します。



〈表紙説明〉

この絵図は、鎌倉時代末期のものと考えられていますが、何について描いたものなのでしょうか。図中に見える「入江干潟」と「塩塚」という文句がヒントのようです。

次に、描かれた所は、現在のどこに当たるのでしょうか。図中に見える「八幡宮」は、中世の正吉八幡宮のことで、その現在地と、山・川・海岸との相互関係から割り出せそうです。そこで、『よしみ史誌』（下関市立吉見公民館発行）などを見てみると、この絵図は、現在の下関市大字永田郷の海岸周辺を描き、入り浜式塩田を描いた最古の図であることがわかります。また、表紙の写真左下隅に見える丸い山は、現在も「丸山」と呼ばれていることがわかります。この絵図によって中世と現代が結ばれます。



お知らせ・ご案内

▽閲覧室の入口で、月間の史料小展示を行なっています。この一年間のテーマと担当者は次のとおりでした。

- 4月 山口県の石炭 吉本一雄
- 5月 山中・師範・高商パークロード界限 平瀬直樹
- 6月 江戸時代の観光絵図 梅田正  
（7月～10月は、30周年記念展示の準備および会期中のため休止）
- 11月 明治の若者写真像 北川健
- 12月 参勤交代 後藤忠盛
- 1月 江戸時代の灯炉堂（灯台） 戸島昭
- 2月 長州藩絵図方の仕事 吉本一雄

編集後記

▽平成25年三月、第二回県庁内出版物コンクールで、当『文書館ニュース』23号が、広報誌部門の優秀賞を受賞し、きめの細かい編集ぶりが評価されました。

▽20号以来、編集スタイルの刷新に努めてきましたが、このコンクルールの受賞によって、「読まれる広報誌」づくりに励みが出ました。紙面を豊かにする工夫とともに、業務の豊かさを求めてゆくことはもちろんのこと。三〇年の歩みを踏まえて、次は四〇周年へと向かいたいものです。

〈利用案内〉

開館時間 平日 9:00~17:00  
土曜日 9:00~12:30

休館日 日曜日、祝日、月末整理日、  
年始年末、春秋文書整理週間

文書館ニュース 第二四号  
平成25年三月三〇日発行  
山口県文書館 電話〇八三九三二二六  
〒七五三 山口市後河原一五〇一